１ 当会社の業務執行社員　縄文太郎 は、その持分の一部を縄文次郎及び縄文花子に譲渡し、これを譲り受けた縄文次郎及び縄文花子は、同時に業務執行社員として加入すること。

新加入社員の氏名及び住所並びに出資の目的及び価額は、次のとおり。

住所　神奈川県藤沢市藤沢一丁目１番１号縄文ビル１Ｆ

金１万円　有限責任社員　縄文次郎

住所　神奈川県藤沢市藤沢一丁目１番１号縄文ビル１Ｆ

金１万円　有限責任社員　縄文花子

１ 定款第５条を次のとおり変更すること。

第５条　当会社の社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額は次のとおりである。

　住所　神奈川県藤沢市藤沢一丁目１番１号縄文ビル１Ｆ

　有限責任社員　縄文太郎　　金８万円

　住所　神奈川県藤沢市藤沢一丁目１番１号縄文ビル１Ｆ

　有限責任社員　縄文次郎　　金１万円

　住所　神奈川県藤沢市藤沢一丁目１番１号縄文ビル１Ｆ

　有限責任社員　縄文花子　　金１万円

１ 定款第７条を次のように改める。

第７条 当会社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、社員縄文太郎、社員縄文次郎及び社員縄文花子を業務執行社員とする。

１ 定款第８条は現状通りとする。

第８条 社員縄文太郎を当会社の代表社員とする。

以上に同意する。

令和　　年　　月　　日

合同会社縄文会計

業務執行社員　　縄文太郎

新業務執行社員　縄文次郎

新業務執行社員　縄文花子